

尿検査異常について

内科医

峯崎 千智

山香病院だより vol.169

尿検査は病院で行われる検査の中で、もっとも簡単に受けられる検査のひとつです。また、病院だけでなく、学校や職場の健診などでも簡単に受けることができます。この気軽さができます。この気軽さのためでしょか、尿蛋白や尿潜血がでていますよ、という結果が届いても、病院に精密検査を受けに行かない人は少なくあります。

それでは、尿に蛋白や血液が出てくることの何がいけないのでしょうか？

尿は腰のあたり左右ふたつある腎臓で作られます。腎臓は、体にとって必要な物は捨てず、必要なものだけを通すザルのような構造になつていて、腎臓に流れ込んでくる血液からおしつこを作ります。

まずは尿潜血についてです。尿潜血は、おしつこの中に血液の成分である赤血球が混じっている状態です。潜血といつても目で見てわかる赤いおしつこが出ることは少なく、ほとんどの場合、おしつこは赤くはありません。腎臓から出血している場合、腎臓になんらかの病気が起きている可能性があります。

膀胱から出血している場合は、悪性腫瘍の可能性もあります。このような危険な尿潜血もある一方で、腎臓や尿管にできた小さな石が出血の原因になつてしたり、それほど心配のいらない血尿もあります。

次に、尿蛋白についてですが、蛋白質は大きな粒子で、通常は腎臓のザルの目を通して通ることはありません。しかし尿蛋白を通過するには、腎臓の働きは徐々に低下し、さらに進行していくと腎不全となり、透析が必要な状態となります。そ

したがって、おしつこに蛋白質が出てくるというのは、このザルの目に壊れている部分があり、そこから蛋白質が漏れてしまつている状態なのです。尿潜血とは違い、尿管や膀胱から蛋白質が漏れてくることはありません。激しい運動をしたりすると出ることがあります。これは一過性のものです。問題のは、腎臓になんらかの病気があって尿蛋白が出ていたりします。尿潜血がある場合には、腎臓に異常を指摘されたら、ぜひ一度病院で詳しい検査を受けることをお勧めいたします。

なるのを防ぐためには、早期発見が重要です。日本では、幼児期や学童期、勤め先での健診、市町村で行われる健診など、生涯にわたって検尿が行われる仕組みがあります。しかし健診を受けなかつたり、異常を指摘されても精密検査に行かないなど、せっかくの仕組みを生かさないのももつたいないことです。

法定相続情報証明制度が便利でお得です

「法定相続情報証明制度」とは、相続人からの申し出に対して、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。この制度は相続登記申請はもちえろん、預貯金の払い戻し、税務署での相続税の申告等、様々な相続手続きでご利用いただけるひじょうに便利な制度ですので、ぜひご活用ください。手数料無料です。

詳しくは法務局ホームページをご覧いただくな、お近くの法務局にお問い合わせください。

問 大分地方法務局 杵築支局 (☎0978-62-2271)